



議会の仕組みと役割

愛川町議会事務局

令和4年1月

I 議会の役割

地方議会は、地方自治法により設置が義務付けられており、住民の直接選挙により選出された議員で構成される合議体で、次のような役割を担っています。

1. 住民を代表する機関

住民全員が集まって、自分たちの町のことについて議論し、決定することが望ましいことですが、現実的に不可能であるため、選挙で自分たちの代表を選んで行政について議論し、決定するという間接民主制（議会制民主主義）を採っています。

つまり、議会は住民そのものの代表機関といえます。

町長は、町議会で決定した意思にもとづいて実際の仕事を行います。

このようなことから、議会は意思決定機関、あるいは議決機関と呼ばれ、町長は執行機関と呼ばれています。

議会と町長は、それぞれ独立した立場で互いに牽制しながら、車の両輪のように、町政の発展のために活動しています。

2. 地方公共団体の意思を決定する機関

議会は、町長から提出される予算、決算、条例の制定・改廃、町が締結する契約などを審議し、その可否を決定する権限を有しています。

議会は、住民に対する行政サービスの提供の最終決定者であると同時に、議会と町は、愛川町の発展、住民福祉の向上のためにアイデア、知恵を出し合い、お互いに協調していく必要があります。

3. 提言する機関

議会は、町長から提出された議案に対し、その可否を判断するばかりでなく、議員にも条例の制定や改廃等の提案権があります。

しかし、行政の複雑化や起案形態の専門性などから、提案権があってもそれをフルに活用することはなかなか難しい状況にあります。

このため、住民の代表である議員が、地域の状況を確認し、町の施策を点検・調査し、それを議会で議論し、町長に提言することが必要です。

4. 執行機関を監視する機関

議会は、主権者である住民に代わって執行機関を監視し、執行機関の独走をチェックする機関でもあります。

監視の具体的な例としては、一般質問、議案に対する質疑、委員会での審査、所管事務調査等が挙げられます。

5. 地方公共団体の内部機関

地方公共団体は、執行機関と議決機関（議会）で構成されています。
執行機関と議決機関は対等であるといいつつも、愛川町を代表するのは町長です。

議会が議論を尽くし議案を可決しても、それを町の施策として対外的に実行するのは町長です。

議会は、縁の下の力持ち的な役割を担っていると言ってもよいでしょう。

6. 公益に関する機関意思を決定する機関

議会の重要な役割のひとつとして、国の各省庁や国会などに、公益に関することについて意見書を提出することができます。

議会は、住民の代表として住民の総意を背景に意見書を可決することは、議会にとって重みのあることです。

また、特定の問題について、多くの地方議会が意見書を可決して関係行政庁や国会に提出することは、問題解決の糸口につながっていくものであり、住民が目的実現のために議会と協調していく必要があります。

7. 議会の権限

- 議決権＝町政を進めていく上で重要な案件については、町議会の決定が必要です。
つまり、町議会が「愛川町の意味」を決めているわけです。これを「議決」と言います。

議決は、議会の意思の総称であり、議決事件によって「可決・否決」「決定」「承認」「認定」「同意」などと呼称されます。

議 決 権 (議決事件の主なもの)	① 条例を定めたり・改正・廃止したりすること。
	② 予算を決め、決算を認めること。
	③ 町の税金、使用料、手数料などを決めること。
	④ 予定金額 5 千万円以上の工事や物を作る契約をすること。
	⑤ 町の財産を交換したり、譲り渡したり、貸したりすること。
	⑥ 予定金額 7 百万円以上の不動産などを売買すること。 (土地については、1 件 5 千平方メートル以上)
	⑦ 重要な町の施設を長い間、独占的に利用させること。
	⑧ 副町長、教育長、監査委員等の選任に同意すること。
	⑨ 裁判所に訴えて、判決を決めること。
	⑩ その他、法律や政令、条例により町議会の権限とされていること。
選 挙 権	議長、副議長、選挙管理委員などを選挙すること。

検査権・監査請求権・ 説明要求権・意見陳情権	議会は町の事務について批判監視する権限を持っています。
調 査 権 (100条調査権)	原則として団体事務に限定し、議会に調査する権限が認められています。
意見書提出権	議会は愛川町の公益に関する事件に付き意見書を関係行政庁に提出する権限があります。
決 議	議会が行う事実上の意思形成行為で、法的効果を生ずるものと生じないものの2種類があります。
請願・陳情受理権	請願・陳情を受け付け、審査する。
決 定 権	現在、議会が決定すべきものとされているのは、議員の資格に関する決定、選挙の投票の効力の異議に関する決定があります。
自 律 権	議会の内部のことについて自主的に決定できる権限を示します。
自 主 解 散 権	議会は住民の代表機関であります。何らかの理由により議会に対する住民の不信が増大し信頼関係が著しく低下した時、議会の議決で議会を解散することができます。
出 席 要 求 権	議会は執行機関、委任または委託を受けた職員の出席を要求する権限があります。
罷 免 権	議会は選挙管理委員会の罷免権を有しています。
諮問に対する答申	町長が法令上、一定の事項を決定する場合、議会の意見を聴くことを義務付けられているものがあり、議会から提出された意見により、町長は最終的な意思決定をします。
報告及び書類を 受ける権限	議会の監視権を発揮できるよう、執行機関に対し一定の報告、書類の提出を義務付けています。

8. 議会に提出される主な議案

予算

愛川町の家計に当たる「収入（歳入）」と「支出（歳出）」の見積りです。

予算の提出は町長が行います。この予算が議決されてはじめて各種の行政を具体的に進めることができます。

条例

町の法律ともいえるべきものです。内容によっては、町民の権利を制限したり、義務を課する場合もあります。

また、使用料や手数料及び施設の設置なども条例で定められます。

契約

町が結ぶ契約のうち、予定価格 5 千万円以上の工事又は (※1) 製造の請負契約 は、議会の議決が必要です。

(※1) 印刷製本契約、委託契約など物を作る作業に重点をおいたもの

人事

副町長・教育委員会教育長・監査委員など町長が選任する重要な人事は、議会の同意を得なければなりません。

意見書

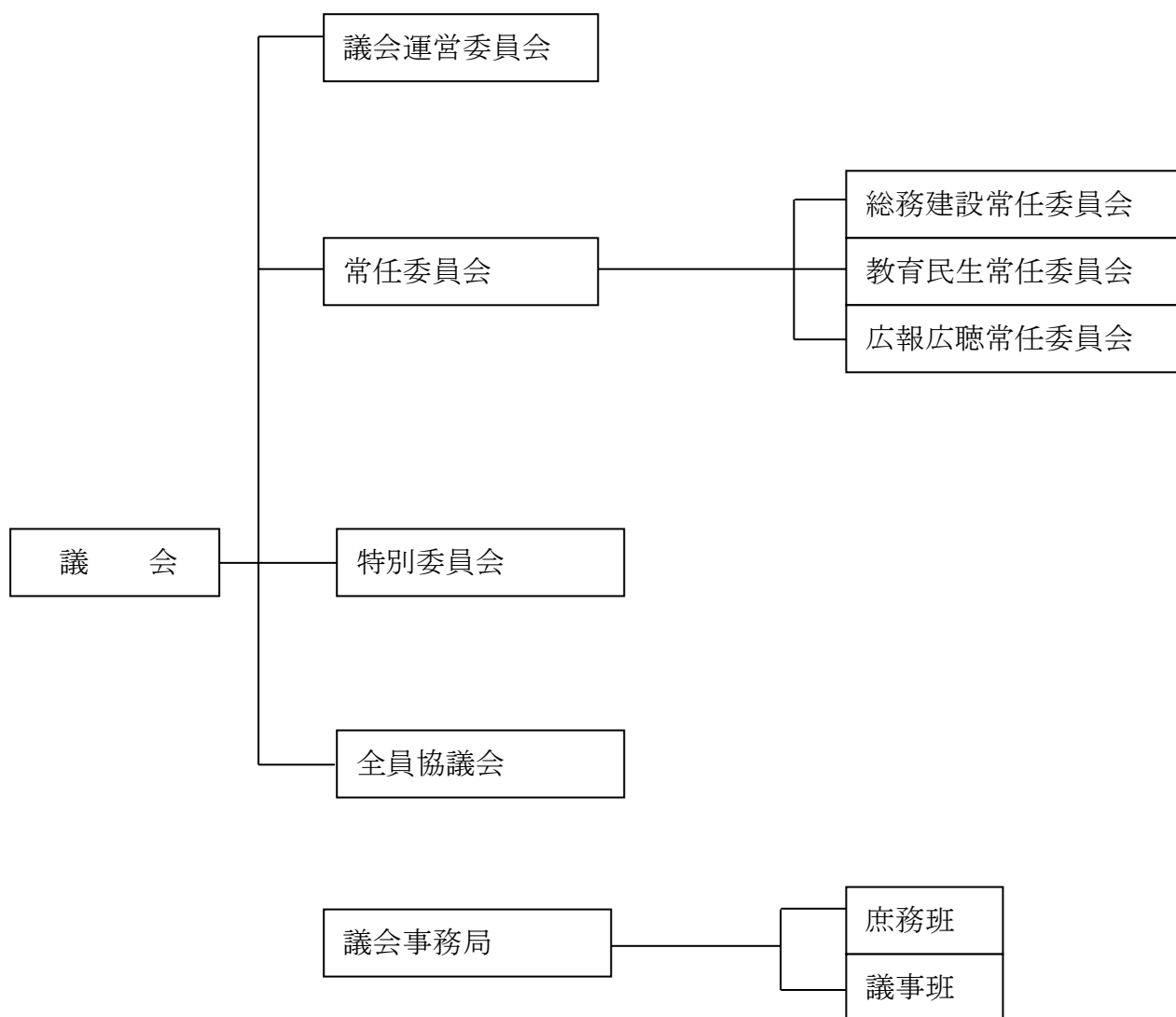
公益に関する（町民生活に大きくかかわる）事柄について議会の意見を国・県又は関係行政庁（主に政府関係機関）に提出します。

決議

政治的な効果を期待して、議会の意思を内外に明らかにするものです。

1 構 成

(1) 機 構 図



(2) 議会運営委員会

円滑な議会の運営を期するため、議会運営の全般について、協議し意見調整を図る場として条例で設置された委員会です。

ア 定 数 8人以内（実数8人）

イ 所管事項

- ☆ 議会の運営に関すること
- ☆ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること
- ☆ 議長の諮問に関する事項

(3) 常任委員会

議案を詳しく審査するには、いくつかの部門に分けて専門的に調査、検討しなければなりません。

常任委員会は、その部門に属する所管事項の調査を行い、議案や請願などを審査し、その結果を各常任委員長が議長に報告し、本会議で決定されます。

また、議員は少なくとも一の常任委員となるものとされています。

常任委員会の名称・委員定数及び所管

名 称	定数	所 管 事 項
総務建設	8 人	1 危機管理室の所管に属する事項 2 総務部の所管に属する事項 3 会計課の所管に属する事項 4 消防本部の所管に属する事項 5 選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 6 環境経済部の所管に属する事項 7 建設部の所管に属する事項 8 農業委員会の所管に属する事項 9 水道事業所の所管に属する事項 10 他の常任委員会の所管に属さない事項
教育民生	8 人	1 民生部の所管に属する事項 2 教育委員会の所管に属する事項
広報広聴	10 人	1 愛川町議会基本条例（平成 23 年愛川町条例第 8 号）第 8 条及び第 10 条に規定する広報広聴に関する事項

(4) 特別委員会

常任委員会のほかに、特定事件を審査するために設置された委員会のことをいい、必要がある場合において議会の議決で置くとされています。

2 議員の定数：平成 23 年 3 月 30 日 16 人に条例改正（令和元年 10 月 8 日現在）

条例定数	現員数
16 人	16 人

☆ 議員は 4 年毎の選挙によって選ばれます。

☆ 現在の議員の任期は、令和 5 年 10 月 14 日をもって満了となります。

☆ 議員の数は、地方自治法で、町の条例で定めることになっています。

3 政党別議員数（令和4年1月1日現在）

無所属	公明党	日本共産党	自由民主党
9人	3人	3人	1人

4 会派等別議員数（令和4年1月1日現在）

所属政党が同じ議員や同じような考え方や意見を持つ議員同士がグループをつくって活動を行うことで、自分たちの考えをより効果的に町政に反映させることができます。このグループを「会派」と呼んでいます。

愛川町議会には次の4つの会派があります。

公明党	共産党	あいかわの聲	令和あいかわ	あすかみらい	無所属
3人	3人	3人	3人	3人	1人

5 議会活動

（1）定例会・臨時会

定例会＝付議事件の有無にかかわらず、定例的に招集される議会の会議のことをいいます。定例会は、毎年（1月1日～12月31日）条例で定める回数を招集しなければならないとされ、本町では、原則として3月・6月・9月・12月の4回を条例で定めています。

臨時会＝定例会のほかに、臨時の必要がある場合、必要な特定の事件に限ってこれを審査するために招集する議会のことをいい、付託事件はあらかじめ告示する必要があります。定例会・臨時会とも招集権は町長にあり、原則として町村にあっては、開会の前3日までに招集告示をしなければなりません。

会 期＝会期は、議会の会議を行う期間をいい、法的活動期間であり、会期中に議決に至らなかった事件は消滅して、いっさい後会に継続できないことになっています。（会期不継続の原則）

本会議＝本会議は、議案などを審議し、議会の最終的意思を決定する最も重要な会議です。議員は、ここで町長からの提案理由の説明を聞いたり、質疑、質問、意見を述べたりします。

休 会＝会期中、本会議の活動を休止することをいい、通常は休会中に委員会が開かれ、所管事項の審査などが行われます。

傍 聴＝本会議は公開が原則であり傍聴は自由ですが、傍聴に関しては、傍聴規則

が定められております。本町では、固定されている席が４７席のほか、臨時席が７席の合計５４席あります。常任委員会及び特別委員会は、本町では、平成２３年７月から町議会基本条例を施行し、原則公開としており、委員長の許可があれば傍聴できます。

（２）請願・陳情

請 願＝文書により、議会に対して希望・要望をすることです。

日本国憲法第１６条により、日本国民のみならず、外国人も法人も法人格のない団体も広く請願権が認められています。

請願については法令に定めがあり、議員の紹介を必要とします。形式が備わっていれば、いつでも議長は受理しなければなりません。

議長によって受理された請願は、委員会が付託を受けて審査をした上で、本会議において採択か不採択の議決がなされ、請願者（代表）に結果の報告をいたします。

陳 情＝陳情については法令に定めがないため、議員の紹介は不要ですが、愛川町議会では、会議規則で陳情の形式が備わっていれば、「議長が必要と認めるものは、請願の例により処理する」と規定されています。

（３）意見書の提出

意見書＝自らの自治体の公益に関する事柄において、当該自治体だけでは対処できない場合など、議会が関係行政庁などに対して提出できる、議会の意見をまとめた文書のことです。主に、意見書提出の請願や陳情を採択すべきとした結果を受けて、議員が議案として提案し、可決後、国や県などに提出されます。

関係行政庁に対し、議会が意見書を提出する場合は、その案をそなえ、理由を付け２人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければなりません。（議案）

6 本会議の主なルール

定足数の原則

議員定数の半数以上の出席がないと会議は開かれ
ません。

過半数議決の原則

議決するには、出席している議員の半数を超える
数が必要です。
同数の場合は、議長が決めます。

一事不再議の原則

議決された事件は、同一会期中は、再び提出するこ
とはできません。

会議公開の原則

出席者の3分の2以上による秘密会の議決をしな
いかぎり、本会議を公開しなければなりません。

会期不継続の原理

会期中に議決されなかった事件は、次の議会に
継続されず、審議未了として廃案となります。

発言自由の原則

議会における議員の発言は、原則として制約を受
けることはありませんが、実際の発言にあたって
は、発言を各議員に平等に、そして言論を効率的
に行うために守るべき事項が多くあります。

※ これら会議の諸原則が一体となり遵守され、相互に関連を維持しながら
運用されます。

◎よく使われる議会用語集

あ 行

案件（あんけん）	処理又は調査するべき事柄、または議題となる問題をいう。
委員会付託 （いいんかいふたく）	議会に提案された議案をより専門的に審査するため、担当の委員会へ託すことをいう。委員会審査が終わると委員長は、本会議でその結果を報告し、審査結果を参考に本会議で議決される。
一般質問 （いっぱんしつもん）	議員個人で行政事務全般にわたり、町当局に対し、事務の執行状況や将来の方針などについて定例会において尋ねること。
一般選挙 （いっぱんせんきょ）	議会の議員がすべてなくなったとき（任期満了等）に、議員定数全員について行う選挙で、4年ごとに行われ、町内に住んでいる満25歳以上の選挙権のある人ならだれでも立候補できる。
延会 （えんかい）	議事日程の一部を議了しないか又は全文を終わらず、その日の日程を他日に延ばして、会議を閉じることをいう。

か 行

開会（かいかい）	所定数の議員が参集し、議会が活動し得る状態にあることを確認する行為をいう。
会期（かいき）	議会が議会として活動できる期間のことで、本会議初日から最終日までの間をいう。この会期は、本会議初日に議長が会議に諮って決定する。
開議（かいぎ）	その日の会議を開くこと。
会議録（かいぎろく）	会議の次第をそのまま記録した公文書であり、議事運営を公認する書類をいう。
会派（かいはい）	町政に対し同じ考え方を持った議員の集まり。
議案（ぎあん）	議会の議決を要する案件をいう。議案は町長から提案されるものと、議員が提案するものがある。
議案質疑 （ぎあんしつぎ）	議案の提出者に対して、議案の内容や提案の理由などについて、疑問の点や不明な点を問うこと。自己の意見を述べることはできない。
議決（ぎけつ）	表決（個々の議員の案件に対する賛否の意思表示）の結果得られた議会の意思決定のこと。
議事日程 （ぎじにってい）	議長が定めるその日の会議の議事の進行に必要な順序書のこと。
議長（ぎちょう）	議長は議員の中から選挙で選ばれ、町議会のスムーズな運営に努め、議場の秩序を保つ役割をする。
休会（きゅうかい）	会期中に一日単位で本会議の活動を休止することをいう。

継続審査 (けいぞくしんさ)	議会の会議に付せられた事件を当該会期中に議了せず、当該事件を付託された委員会が継続して審査を行うこと。
決議 (けつぎ)	議会が行う意思決定行為で、政治的効果をねらい、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要であるなどの理由でなされる議決のこと。
互選 (ごせん)	選挙権者と被選挙権者の範囲が一致する場合において相互間で行われる選挙をいう。
さ 行	
採決 (さいけつ)	議長が出席議員に対し、案件に対する賛否の意思表示を求め、その意思表示を集計すること。
採択 (さいたく)	請願の内容について、議会として賛同すること。否認する場合は不採択。
散会 (さんかい)	その日の議事日程に記載された事件のすべての審議を終了して、その日の会議を閉じること。
施政方針 (しせいほうしん)	3 月議会初日に、町長が議案の提案理由とあわせて、翌年度の主要な施策について発表すること。
趣旨説明 (しゅしせつめい)	議会に提出した案件について、提出の理由とその案件の主な内容を明らかにするために提出者が行う説明のこと。
招集 (しょうしゅう)	議会を開くために議員を一定の日時に一定の場所へ集合することを要求する行為をいう。
上程 (じょうてい)	議事日程に組み入れて、議題とし、審議の対象とすること。
常任委員会 (じょうにんいいんかい)	議会が一定の部門の当該地方公共団体の事務に関する調査及び議案、陳情などの審査を行わせるために、条例で定めて常設する委員会のこと。
条例定数 (じょうれいていすう)	定数条例により定められた議員定数。愛川町は 16 人。
除斥 (じょせき)	議案を審議するときに、その議案と利害関係のある議員を公正な審議をするため、審議に参加させない制度。
審議 (しんぎ)	議会の会議で付議事件について、説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決するという一連の過程のこと。
審査 (しんさ)	委員会において、議会の議決対象となる議案などの事件について、論議し、一応の結論を出す一連の過程のこと。
人事案件 (じんじあんけん)	町長が、議会の同意を得て選任又は任命する人事に関し、議会に同意を得るために提出する議案をいう。

た 行	
定例会（ていれいかい）	付議事件の有無にかかわらず、定例的に招集される議会の会議のことをいう。
動議（どうぎ）	主に会議の進行または手続に関して、議員から議会に対して、または委員から委員会に対してなされる提議で、議会または委員会の議決を経るべきもののこと。
討論（とうろん）	表決の前に、議題となっている案件に対して賛成か反対かの自己の意見を表明すること。単に賛否の意見を明らかにするだけでなく、意見の異なる相手を自己の意見に同調させることにその意義がある。
特別委員会 （とくべついいんかい）	常任委員会のほかに、特定事件を審査するために設置された委員会のこと。
な 行	
任期（にんき）	一般選挙によって選出された議員が、議員としての地位を有する期間をいい、その年限は、4年である。（申し合わせにより任期を定めている議会もある。）
は 行	
表決（ひょうけつ）	議会の意思決定に個々の議員が参加するための行為で、賛否をそれぞれ集計することをいう。
副議長（ふくぎちょう）	副議長は議員の中から選挙で選ばれ、議長に事故あるときや欠けたときに、議長にかわって仕事をする。
不採択（ふさいたく）	請願の内容について、議会として賛同しないこと、選び採らないこと。
付託（ふたく）	議会の議決を要する事件について、議会の議決に先だって詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会などに審査をゆだねること。
閉会（へいかい）	会期が終了して、議会の活動能力を失わせること（機能が停止すること）
補欠選挙 （ほけつせんきょ）	議員が死亡、辞職したこと等により欠員を生じた場合、補充を行うために行う選挙。
本会議（ほんかいぎ）	全議員で構成する議会の会議のこと。（定例会、臨時会）
ら 行	
臨時会（りんじかい）	定例会のほかに、必要な特定の事件に限って審議するために随時招集する議会をいう。

本会議のインターネット中継

町議会では、町民参加を基本とする開かれた議会を実現するため、平成22年9

月定例会からインターネットによる本会議のライブ中継を、また、平成23年6月定例会からは、ライブ中継終了後にも議会審議の様子をご覧いただけるよう、インターネットによる本会議の録画中継を行っています。

本会議の傍聴

本会議は一般に公開されており、町民はもとよりすべての人が傍聴できます。町議会議員の議員活動や町政の方針などを見聞するもっとも身近な方法と言えます。

傍聴を希望する方は、本会議の当日、傍聴券に住所・氏名を記入すれば入場できます。

傍聴席では、次のようなことを守ってください。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法で可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑などをして騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきなどをしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。
- (5) 携帯電話機の電源を切ること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れたり、不体裁な行為をしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱したり、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (9) 写真、映画等の撮影又は録音はしないこと。
- (10) 退場を指示されたときは、すみやかに退場すること。

町議会では、町民に親しまれる議会とするため、傍聴された方々から議会に対するご意見・ご感想をお聞かせいただいております。